

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 伊藤 正

佐賀県人事委員会規則第35号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年佐賀県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
行政職給料表級別基準職務表				行政職給料表級別基準職務表			
職務の級	部局	職務		職務の級	部局	職務	
略	略			略	略		
5級	略			5級	略		
	教育委員会	教育庁	略		教育委員会	教育委員会事務局	略
		略				略	
6級	略			6級	略		
	教育委員会	教育庁	略		教育委員会	教育委員会事務局	略
		略				略	
7級	略			7級	略		
	教育委員会	教育庁	略		教育委員会	教育委員会事務局	略

改正前				改正後			
			略				略
8級	略			8級	略		
	教育委員会	教育庁	略 教育庁危機管理・広報総括監の職務		教育委員会	教育委員会事務局	略 教育危機管理・広報総括監の職務
9級	略			9級	略		
	教育委員会	教育庁	略		教育委員会	教育委員会事務局	略
備考 略				備考 略			

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。